

令和2年5月13日

各指定障がい者支援施設 管理者様
各指定障がい児入所施設 管理者様
各指定障がい福祉サービス事業所 管理者様
各指定一般相談支援事業所 管理者様
各指定特定相談支援事業所 管理者様
各指定障がい児相談支援事業所 管理者様
各移動支援事業所 管理者様
各地域活動支援センター 施設長様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい福祉課長
障がい支援課長
運営指導課長

障がい福祉サービス等事業所で新型コロナウイルス感染症が 確認された場合の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題について、今後、障がい福祉サービス等事業所において、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されることから、厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課より臨時的な取扱い（第5報）が示されました。

つきましては、取扱いの詳細について、厚生労働省に確認のうえ、次のとおりお知らせします。

ご確認のうえ対応くださいますよう、よろしく願いいたします。

記

1 今回新たに示された厚生労働省（第5報）に基づく臨時的な取扱いについて

（1）利用者が通所事業所へ通うことを控えているため、一時的に送迎加算の要件を満たさなくなった場合について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の必要性、重要性に鑑み、送迎加算について、一時的に利用者数の要件（1回の送迎につき平均10人以上の利用等）を満たさなくなった場合でも、当該加算の算定を可能とします。

（2）居宅介護等の特定事業所加算等について

居宅介護等の特定事業所加算等の算定要件のひとつである「定期的な会議の開催やサービス提供前の文書による指示・サービス提供後の報告」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からやむを得ない理由がある場合について、電話、文書、メール、テレビ会議等を活用するなどにより、対面を伴わない代替手段をもって開催の扱いとすることを可能とします。

(3) 一時的に資格を持った人員を確保できなくなった場合について

新型コロナウイルス感染症の影響により一時的にヘルパーの資格を持った人を確保できない場合、個別の事情を勘案し、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、資格のないものであっても、他の事業所等で障がい者等へのサービス提供に従事したものであれば、従事することとして差し支えありません。なお、「他の事業所等で障がい者等へのサービス提供に従事したことがある者」には、ボランティア等で一定の介護経験のある者を含みます。

(4) 同行援護等について、ヘルパーが単独で買い物の代行や薬の受取の代行等を行った場合について

買い物の代行や薬の受け取りの代行等は居宅介護の家事援助のサービスで可能であるが、居宅介護の支給決定を受けていない利用者について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の必要性に鑑み、民間の宅配サービスや買い物代行等他の手段で代替できない場合は、報酬の対象とすることも可能です。

(5) 施設入所支援・グループホームを実施している事業所において新型コロナウイルス感染者が発生した場合について

緊急的な対応として、他の施設・事業所から職員が派遣されている場合、当該応援職員を夜間看護体制加算や夜勤職員配置体制加算の要件である配置職員とみなすことは可能です。なお、この場合当該加算で得る報酬の取扱いについて、応援職員の派遣元と協議を行ってください。

(6) グループホーム入居者が通所する事業所が休業要請を受けた場合について

令和2年4月15日付、本市事務連絡「障がい福祉サービス事業所で新型コロナウイルス感染症が確認された場合の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第3報)」における1(5)で示した、「グループホーム入居者が通所する事業所が休業要請を受けた場合について」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業者が自主的に休業する場合及び事業規模縮小する場合も含め対象となります。

(7) グループホームから自宅に戻った者への各種加算の取扱いについて

[医療連携体制加算]

- ・(I)(II)(IV)については、医療機関等との連携により障がい者に対して看護等を行うこと等を要件としているが、看護職員等が自宅を訪問して行う場合であってもその他の要件を満たす場合算定可能とします。
- ・(III)については、看護職員が自宅への訪問又はICT機器を用いるなどして、自宅を訪問した認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等にかかる指導を行った場合も算定可能とします。
- ・(V)については、体制による加算であるため、自宅における利用者についても算定可能とします。

※(I)～(IV)については、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型においても、同様の取扱いとします。

[夜間支援等体制加算]

- ・(I)(II)については、夜勤職員又は宿直職員による自宅への訪問による介護や定期的

な巡回による支援がなされる場合についても算定可能とします。

- ・(Ⅲ)については、体制による加算であるため、自宅における利用者についても算定可能とします。

〔重度障害者支援加算〕

- ・自宅への訪問や電話等による必要な支援がなされる場合も算定可能とします。

(8) 地域移行支援及び自立生活援助の取扱いについて

地域移行支援及び自立生活援助については、毎月最低2回の利用者への対面や訪問による支援が報酬の算定要件となっているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、最低2回以上の電話等による支援を行った場合も算定が可能です。

(9) 計画相談支援における取扱いについて

退院・退所加算、医療・保育・教育機関等連携加算について、感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、施設・病院職員や福祉サービス等を提供する機関の職員等との面談以外での情報収集や電話・メールなどを活用するなどにより、算定することが可能です。

また、モニタリングにかかる臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障がい者（児）の相談支援における臨時的な取扱い等について」（令和2年2月28日付事務連絡）においてお知らせしたところですが、支給決定の更新または変更時の計画案作成に係るアセスメントについても対象としていただいて差し支えありません。（サービスの新規利用にかかるアセスメントは除く。）

ただし、電話等による対応を行う場合は、事前に利用者や家族に丁寧に説明を行ってその理解を得るとともに、居宅等への訪問が可能となった際には、モニタリング実施月でない場合であっても、居宅等への訪問に努め、改めてサービス等利用計画案及びサービス等利用計画について本人の書面による同意を得るようにしてください。

なお、上記の臨時的な取扱いについては、利用者に対して新型コロナウイルス感染症の感染状況や、感染防止のために人との接触を避けることが有効である旨等を丁寧に説明した結果、利用者から電話等でモニタリングやアセスメントを実施することへの同意が得られた場合にも対象として差し支えありません。一方、利用者が面談による相談を希望する場合には、感染防止に万全を期したうえで可能な限り対応いただくようお願いします。

※この項目にかかる取扱いは、障がい児相談支援についても同様です。

(10) 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労定着支援事業の臨時的な取扱い等について

令和2年3月13日付、本市事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労定着支援事業の臨時的な取扱い等について」において、企業からの対面支援を控えるように指示を受けた方について、電話等による方法も可能としていましたが、この事務連絡を廃止し、企業から対面支援を控えるように指示を受けた方に限らず、電話等により支援を行った場合は報酬の算定を可能とします。

2 添付資料

- ・【厚生労働省事務連絡】新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第5報）

3 参考（新型コロナウイルス関連情報掲載ホームページ）

- 大阪市ホームページ
<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>
- 大阪市ホームページ（障がい福祉サービス等事業所向けの通知）
<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000496898.html>
- 厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 大阪府ホームページ
<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/osakakansensho/corona.html>
- 独立行政法人福祉医療機構ホームページ
<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>
- 雇用調整助成金
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい福祉課 Tel：06-6208-8071 Fax：06-6202-6962

障がい支援課 Tel：06-6208-7986 Fax：06-6202-6962

運営指導課 Tel：06-6241-6520 Fax：06-6241-6608